

●後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算

歳入総額は6081万9千円、歳出総額は6072万1千円、実質収支額は9万8千円です。

問 一人あたり医療費は75万円だが、県内順位は。

答 医療費の高い方から25番目です。

▽原案どおり認定すべきものと決定。

●老人保健医療特別会計歳入歳出決算

歳入総額は30万2千円、歳出総額は30万2千円、収支は0円で平成23年3月31日をもって特別会計は廃止となります。

▽原案どおり認定すべきものと決定

●下水道事業特別会計歳入歳出決算

収益的収支額は1億2464万5千円、資本的収支額は△1億2269万5千円、単年度収支額は195万円の黒字です。実質収支額は前

年度繰越金751万6千円を加え946万6千円の黒字となりました。

問 下水道の加入率は。

答 75・4%（前年は74・5%）です。

問 受益者負担金と加入分担金の違いは。

答 土地面積に賦課されるもので、受益者負担金

（900円/㎡）を3年間支払わない場合は、加入分担金（1350円/㎡）に賦課替えとなります。この場合、新たに家を建てて下水道に入るとき加入分担金を支払うこととなります。

問 収入未済額への対策は。

答 収入未済額は1億5800万円で322件です。時効対策として誓約書、催告書、内入れ金などで対応し、応じない場合は差し押さえ等ができるような体勢づくりを検討します。

▽原案どおり認定すべきものと決定。

●農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

収益的収支額は1815万8千円、資本的収支額は△1734万4千円、単年度収支額は81万4千円の黒字で、実質収支は前年度繰越金40万3千円を加え、121万7千円の黒字です。

問 公共下水道との統合の場合、国への補助金の返還は。

答 施設をあと利用する場合は、補助金返還はありません。

▽原案どおり認定すべきものと決定。

●水道事業会計決算

収益的収入額は2億9729万8千円、支出額は2億6309万3千円、純利益は3346万7千円です。

問 未収金対策は。

答 5ヶ月滞納で給水停止の通知を出し、6か月過ぎても入金しない場合は給水停止とします。

▽原案どおり認定すべきものと決定。

このような審議がありました

総務社会委員会

大腸がんも健診補助対象に

●白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

●白馬村災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例

●平成23年度白馬村一般会計補正予算（第3号）

▽可決すべきものと決定

集合住宅の加入申請の改正、サービスの一時休止と再開、映像放送の放映料の改正など。

問 放送放映料の値下げ理由は。

答 半年が経過し、利用しやすい金額にするため、本格的な営業活動に向けて10月1日から実施します。

●白馬村伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例

▽可決すべきものと決定

問 プール撤去の範囲は。

答 構造物のみです。